

# 青森県報

第二千二百七十六号

平成十六年  
一月十六日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

字の区域及び名称の変更……………	(市) 振興町 課 村 …… 一
保安林の指定……………	(林 政 課) …… 四
公 告	
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(文化・スポ) ツ振興課 …… 四
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営振興課) …… 四
市街地再開発組合の定款変更の認可……………	(建築住宅課) …… 五
公安委員会	
型式の検定適合遊技機……………	(生活安全) 画 課 …… 六

## 告 示

青森県告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、八戸市長から八戸市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十六年一月三十一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十六日

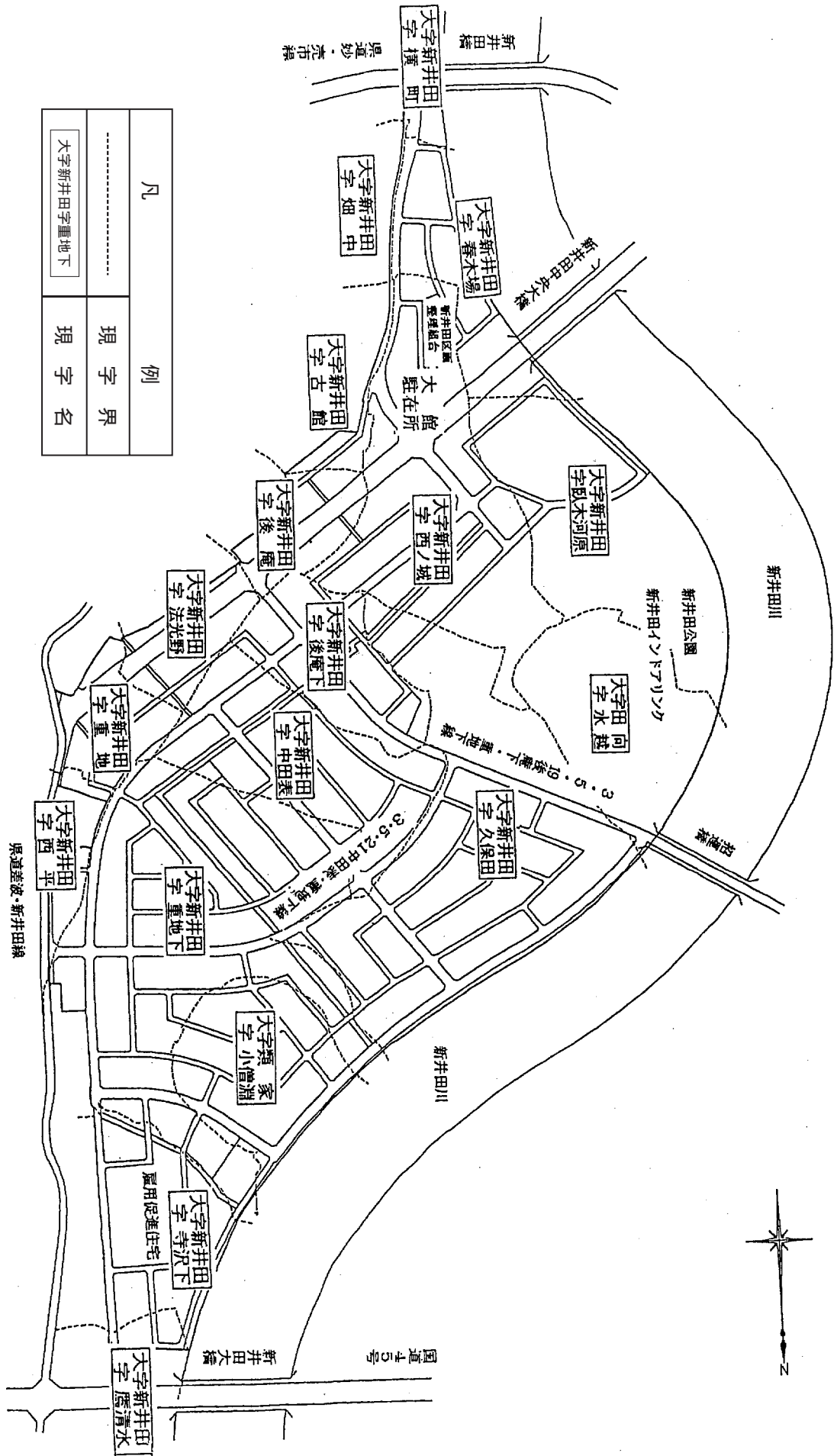
青森県知事 三 村 申 吾

町 名

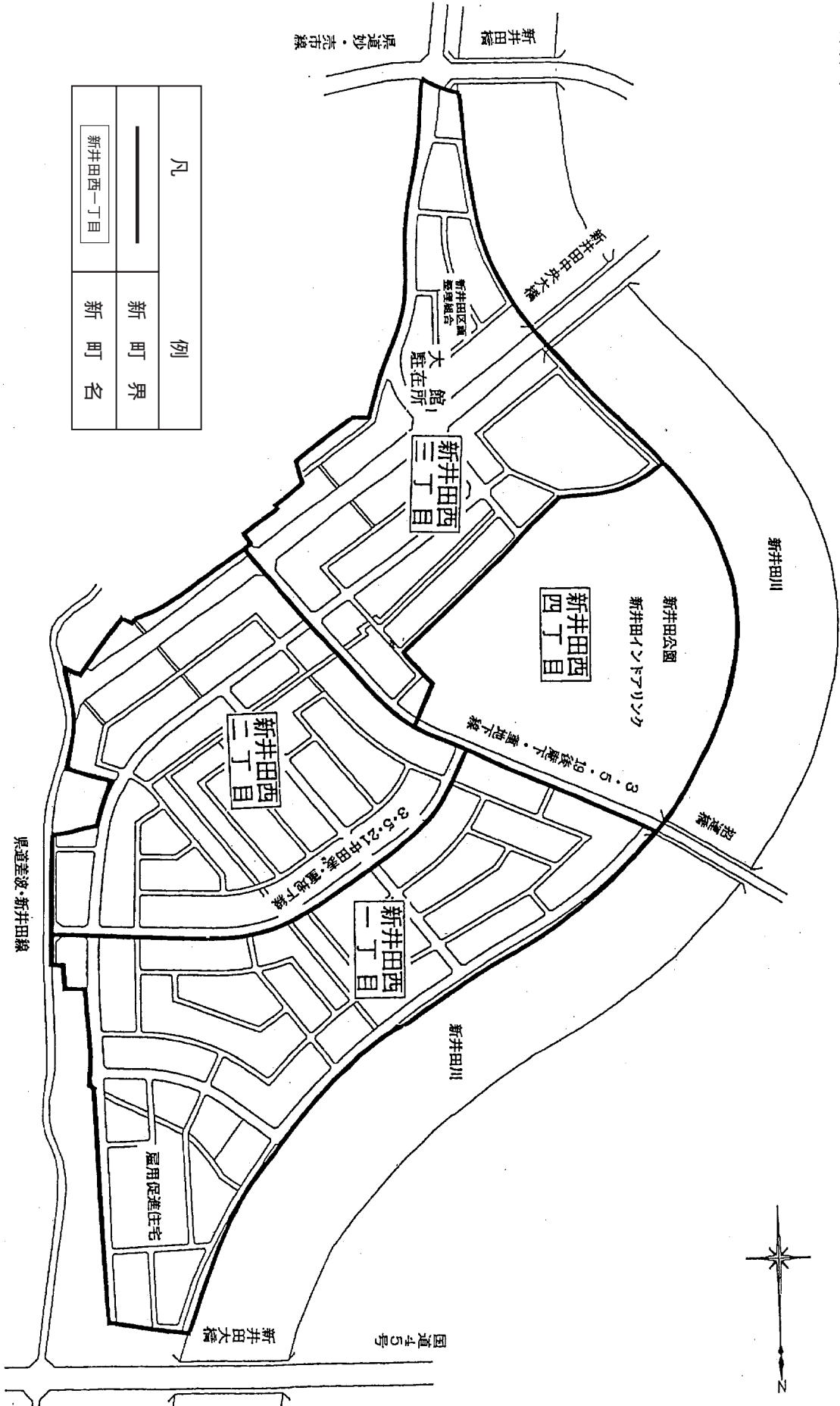
住居表示実施前の町名等

新井田西一丁目	大字田向字水越の一部 大字類家字小僧淵の一部 大字新井田字鷹清水の一部 大字新井田字寺沢下の一部 大字新井田字重地下の一部 大字新井田字西平の一部 大字新井田字中田表の一部 大字新井田字久保田の一部
新井田西二丁目	大字新井田字重地下の一部 大字新井田字西平の一部 大字新井田字重地の一部 大字新井田字法光野の一部 大字新井田字中田表の一部 大字新井田字久保田の一部 大字新井田字後庵の一部
新井田西三丁目	大字新井田字法光野の一部 大字新井田字久保田の一部 大字新井田字後庵下の一部 大字新井田字後庵の一部 大字新井田字古館の一部 大字新井田字西ノ城の一部 大字新井田字臥木河原の一部 大字新井田字春木場の一部 大字新井田字畑中の一部 大字新井田字横町の一部
新井田西四丁目	大字田向字水越の一部 大字新井田字中田表の一部 大字新井田字後庵下の一部 大字新井田字久保田の一部 大字新井田字西ノ城の一部 大字新井田字臥木河原の一部

別図一



別図二



凡	例
——	新町界
□	新町名

S = 1 : 7, 000

青森県告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰯ヶ沢町大字種里町字大柳一四二の五六・一四二の七〇・一四二の七二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四二の一から一四二の三一まで、一四二の三三から一四二の五〇まで、一四二の五二から一四二の五五まで、一四二の五七、一四二の五九から一四二の六八まで、一四二の七一、一四二の七三、一四二の七四、一四二の七六、一四二の七七、一四二の七九から一四二の八三まで、一四二の八五から一四二の九三まで、一四二の九六から一四二の一〇〇まで

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰯ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日  
平成十六年一月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ハート&ハート

三 代表者の氏名  
西谷 昌彦

四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字高田二丁目一五の九

五 定款に記載された目的

この法人は、主に介護保険制度適用外の高齢者の宅老所運営や、駐車違反取り締まり業務の民間委託活用等による就労支援を行うことよって、心と心の結びつきによるコミュニケーション社会を構築し、地域福祉の向上と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンワドー 柏店

西津軽郡柏村大字上古川字房田一四二の一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンワード  
青森市大字石江字三好六九の一  
代表取締役社長 中村勝弘
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンワード  
青森市大字石江字三好六九の一  
代表取締役社長 中村勝弘
- 四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の面積の合計	大規模小売店舗内の店	区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日	大規模小売店舗の施設 設置に關する事項		大規模小売店舗の施設 設置に關する事項	
						積荷の位置及び面積	廃棄物の位置及び容量	積荷の位置及び面積	廃棄物の位置及び容量
五、九九二平方メートル	トル		二一五台	二一五平方メートル	二〇立方メートル	八五立方メートル	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	平成 一六・八・三
一三、三七二平方メートル	一、一三四台		一五八平方メートル	一五八平方メートル			開店時刻 午前八時四十五分 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前八時四十五分 閉店時刻 午後九時	
			五か所	八か所			来客が駐車場の利用をすることができる時間帯	来客が駐車場の利用をすることができる時間帯	

- 五 届出年月日  
平成十五年十二月二十六日
- 六 届出書及び添付書類の縦覧

- 1 場所  
青森県商工労働部経営振興課及び柏村役場
- 2 期間  
平成十六年一月十六日から同年五月十六日まで
- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、柏村役場にあつては、その執務時間内とする。
- 七 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限  
平成十六年五月十六日
  - 2 提出先  
青森県商工労働部経営振興課
  - 3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由
  - 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。
- 市街地再開発組合の定款変更の認可
- 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、青森駅前第一地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。
- 平成十六年一月十六日

- 一 組合の名称  
青森駅前第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
青森県知事 三 村 申 吾

平成三年二月から平成十八年三月まで  
三 施行地区

青森市新町一丁目二の一から二の一四まで、二の一七から二の三二まで、二の三  
四から二の三八まで、三の一、三の五二の一部、一〇一の一の一部、一〇二の一の  
一部及び一〇二の三の一部

四 事務所所在地

青森市新町一丁目二の一

五 設立認可の年月日

平成三年二月一日

六 変更認可の年月日

平成十六年一月八日

### 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年一月十六日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR世界むかし話Z	株式会社藤商事
"	CR世界むかし話X	"
"	CRドラツモ天国V	豊丸産業株式会社

"	回胴式遊技機	CR力也MZ	マルホン工業株式会社
"	フラワーパラダイス	CRファイバーカンフーギャル	株式会社ダイドー
"	ハッピーマリブ 30	MC Rファイバーカンフーギャル	"
"	ザ・リングゲJX	CRファイバーカンフーギャル	"
"	ザ・リングゲMX	MC Rファイバーカンフーギャル	"
"	ザ・リングゲロード・オブ・	MC Rファイバーカンフーギャル	株式会社三共
"	ザ・リングゲロード・オブ・	MC Rファイバーカンフーギャル	株式会社三共
"	ハッピーマリブ 30	MC Rファイバーカンフーギャル	株式会社三共
"	フラワーパラダイス	MC Rファイバーカンフーギャル	株式会社三共

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭